

## 臨時的任用職員選考試験募集要項

### 1 採用予定人数

1人

### 2 勤務条件等

#### (1) 雇入れ予定期間

令和6年6月1日（土）から令和6年12月31日（火）まで

#### (2) 勤務地

水戸家庭裁判所（茨城県水戸市大町1-1-38）

#### (3) 勤務時間

午前8時30分から午後5時まで（休憩時間45分）

#### (4) 給与

月給17万8310円から27万4340円までの範囲で個別に決定されます。

※別途、通勤手当（月額5万5000円を限度とする。）、住居手当（月額2万8000円を限度とする。）を支給します。

#### (5) 担当事務

裁判事務補助（OA操作、文書の作成、整理、電話及び窓口での対応等）

### 3 受験資格

#### (1) 年齢、学歴及び経験不問

#### (2) 日本の国籍を有し、国家公務員法第38条の規定に該当しない者

### 4 受験申込受付期間

令和6年4月10日（水）から4月24日（水）まで

※郵送による場合は、4月24日（水）必着とします。

※申込者数が相当数に達したときには、受付期間満了前に応募を締め切ることがあります。

## 5 受験申込方法

後記 8 の連絡先に電話で申込みをした上で、受付期間内に以下の書類を水戸家庭裁判所事務局総務課人事第一係（水戸市大町 1 - 1 - 3 8）に持参又は郵送により提出してください。郵送による場合は、封筒の表に「臨時的任用職員応募」と朱書してください。

- ハローワーク紹介状 1 通 （ハローワークを通じての応募の場合のみ）
- 履歴書 1 通

市販の用紙に 3 箇月以内に撮影した脱帽・正面向き・上半身の写真 1 枚を貼付したもの

## 6 選考方法及び日時等

### (1) 筆記試験（作文試験）

令和 6 年 5 月 7 日（火）午前 1 0 時から午前 1 1 時まで

※受付時間 午前 9 時 3 0 分から午前 9 時 5 0 分まで

※受験者の人数により、受付開始時間は前後します。

### (2) 口述試験（筆記試験合格者に対する面接試験）

令和 6 年 5 月 7 日（火）午後 1 時 3 0 分から

※受験者の人数により、試験開始時間は前後します。

### (3) 結果発表

試験当日に結果発表の方法を口頭で説明します。

## 7 場所

筆記試験及び口述試験は、水戸家庭裁判所（水戸市大町 1 - 1 - 3 8）において実施します。詳細については、受験申込者に対して送付される受験票を参照してください。

## 8 問い合わせ先

水戸家庭裁判所事務局総務課人事第一係

電話番号 0 2 9 - 2 2 4 - 8 5 2 1（ダイヤルイン）

—参考—

国家公務員法第38条の規定に該当する者

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、国家公務員法第109条から第112条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者